

お取引先様各位

2014年2月18日  
株式会社エムディーメタル

### 特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。又、平素は格別の御高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が特定化学物質の第2類に追加となりました。

つきましては、法改正の主な内容と法改正に伴う弊社の対応を御連絡申し上げます。

御理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 1. 法改正の主な内容（平成25年1月1日施行）

労働安全衛生法施行令及び関連する労働安全衛生規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類に追加されました。この法改正に伴い、コバルト(以下、Coと表記します)を含有する物質については、下記の対応が必要となりました。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(HP)を御参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

##### ① 製品(粉末・合金等)を譲渡・提供する場合の表示(閾値 Co含有 0.1%以上)

※労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉塵、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。

※主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。

##### ② 作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施(閾値 Co含有1%超え)

※「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。

Coを含有する合金をプレス成形(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業。

#### 2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社が納入するステンレス製フランジには、Coを1%を越えて含有する製品はありません。

ただし、不純物としてCoを0.1%以上含有することがあります。

製品は固体状態ではありますが、製品によってはお取引様での溶接作業や管の切断加工作業が

おこなわれますのでその際、ヒューム、発塵、ミスト等が発生致します。

この場合、発散抑制措置(特化則第5条、7条、8条、9条)を講じる必要があります。

表示につきましては、弊社製品の梱包はお取引様にて御使用いただく際に除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できませんので、法第57条の第2項に従って、本通知を弊社ホームページに掲載させて頂きました。

また、溶接、溶断、研磨、切断等、ヒューム、発塵、ミスト等が発生するステンレス鋼製フランジに関する安全性につきましては、添付のSDS(安全データシート)をご参照ください。

以上